

第4章 旅費

島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例

昭和46年4月30日条例第12号

改正	昭和48年5月1日条例第4号	昭和50年12月23日条例第2号
	昭和54年7月13日条例第1号	昭和61年3月12日条例第1号
	平成5年3月8日条例第1号	平成12年12月19日条例第8号
	平成14年3月22日条例第3号	平成18年3月22日条例第3号
	平成19年8月7日条例第4号	令和7年3月21日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、公務のために旅行する職員等に対して支給する旅費の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに経費の適正な支出を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この条例において職員とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条に定める特別職のうち管理者及び副管理者(以下「管理者等」という。)並びに一般職に属する職員をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張した場合には当該職員に対して旅費を支給する。ただし、特別の事情により通常の区分より上級の運賃を要するときはその実費を支給する。

2 前項に規定する場合において、島原地域広域市町村圏組合(以下「組合」という。)が旅行に係る役務を提供する者(以下「旅行役務提供者」という。)に支払うべき金額があるときは、職員に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

3 職員以外の者が組合の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人、鑑定人、参考人等(以下「証人等」という。)として旅行した場合、当該証人等に対して実費を弁償する。

(旅行命令)

第4条 職員の旅行は、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令書により管理者が命令する。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び着後滞在費とする。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第8条から第13条まで、第15条及び第16条に規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。)に必要な書類を添えて、これを管理者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しない者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後7日以内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 管理者は、前項の精算の結果過払金があつた場合には7日以内に当該過払金を返納させなければ

ばならない。

- 4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、当該旅費の支払をする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

（鉄道賃）

第8条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 特別車両料金（管理者等に限る。）
- (4) 座席指定料金
- (5) 寝台料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（管理者等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（船賃）

第9条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 特別船室料金（管理者等に限る。）
- (4) 寝台料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（管理者等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第10条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（管理者等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) バスを利用する移動に要する運賃
- (2) タクシーその他の旅客を運送する交通手段を利用する移動に要する運賃
- (3) レンタカーの賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）の範囲内の実費額とする。ただ

し、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の範囲内の実費額の合計額とする。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(嘱託員等の旅費)

第17条 嘱託員その他この組合の公務のため旅行する者に対しては、職員に準じて旅費を支給する。

(旅費の調整)

第18条 管理者は、旅行者が組合以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超える部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 管理者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、その必要とする旅費を支給することができる。

(証人等の実費弁償)

第19条 第3条第3項に規定する実費弁償の額は、一般職の職員の2級の職務にあるものの旅費相当額とする。

(上級職者随行旅行)

第20条 職員が管理者等並びに議会の議長、副議長及び議員並びに監査委員の旅行用務を補佐するため特に同行を命ぜられた者に対してはその上級者と同額の旅費を支給する。

(旅費の返納)

第21条 管理者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、管理者は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(監督)

第22条 事務局長及び消防長は、この条例の適正な執行を確保するため、旅行者の所属長に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

(準用規定)

第23条 この条例に定めるもののほか旅費の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の規定の例による。

(この条例の施行に関し必要な事項)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年5月1日条例第4号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例第15条第1項の規定並びに別表の規定は、昭和48年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年12月23日条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年11月7日から適用する。
- 2 改正後の島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、適用の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 この条例の適用の日以後に出発した旅行で、改正前の島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例の規定により支給された旅費は、改正後の条例の規定による旅費の内払とみなす。

附 則（昭和54年7月13日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和54年7月13日から適用する。
（経過措置）
- 2 改正後の島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、次項及び第4項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 新条例第12条第1項第1号及び第5号、第2項及び第3項の規定、第15条第1項の規定並びに別表の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第2項の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年3月12日条例第1号抄）

（施行期日等）

- 1 この条例中、（中略）附則第14項及び第15項の規定は、昭和61年4月1日から施行する。（後略）
（島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例の一部改正に伴う経過措置）
- 15 前項の規定による改正後の島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例の規定はこの条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月8日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月19日条例第8号抄）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年3月22日条例第3号）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例の規定は、この条例の施行の日以降以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月22日条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例及び島原地域広域市町村圏組合議員等並びにその他非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 15 前2項の規定による改正後の島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例及び島原地域広域市町村圏組合議員等並びにその他非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、切替日以後に出発する旅行から適用し、切替日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年8月7日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年3月21日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第4条に規定する旅行命令を発する旅行及び新条例第3条の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例(以下「旧条例」という。)第4条に規定する旅行命令を発した旅行及び旧条例第3条の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条に規定する旅行命令を発し、かつ施行日以後に新条例第4条の規定により当該旅行命令を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

(島原地域広域市町村圏組合監査委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)

- 3 島原地域広域市町村圏組合監査委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第2費用弁償の額の欄中「行政職給料表6級相当職」を「一般職の職員」に改める。